

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

横 瀬 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 横瀬町地域

(1) 現況

本地域は、周囲を山々に囲まれた急傾斜地が多く、勾配が急な山間地域の畑では果樹や茶などの生産に携わる農業者が多い。また、比較的勾配がなだらかな地域では稲作などの経営も精力的に行われている。全地域が特定農山村地域に指定されているが、一部地域は山村振興地域に指定されており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
旧横瀬村区域 旧芦ヶ久保村区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。